

〔設問 1〕

1 C は本件決議の方法が法令に違反するものであったとして、取り消しの訴えを提起することが考えられる（会社法 831 条 1 項）。

まず、C は P 株式会社（以下、P）の株式 400 株を保有する株主であるため、原告適格を有する。

2 (1)A が保有していた株式は、B、C、D、E の 4 人が相続人として相続している。株式を共同相続したときは、株式は共同相続人の準共有となる（民法 898 条）。

共有に属する株式の権利行使に関しては、株式の共有者は権利使用者を指定して通知する必要がある（会社法 106 条）。では権利者はどのように指定すべきか。準共有者の全員一致を要求することは会社運営に支障をきたす恐れがあり、会社の事務処理の便宜を図った同条の趣旨を没却する。また、権利行使者の指定は共有物の管理行為にあたる（民法 252 条）。

したがって、指定は持分の過半数をもって決すべきである。

本件において、株式の相続分は 4 人で均等であるため、B、E の持分は過半数を超えず、同条の定める指定がなされたとは言えない。

(2)しかし、E は P から本件相続株式にかかる議決権行使の同意を得ており、これが 106 条但し書きにあたり、適法な議決権行使とならないか。共有者の過半数に基づく決定がない場合に、会社の方から権利行使を認めることができるのかが問題となる。

106 条本文は、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（民法 264 条但し書き）を設けたものである。そして、106 条但し書き所定の同意がある場合にはこの「特別の定め」が排除されることを定めたものである。そうすると、民法上の共有に関する規定はいまだ適用され、この規定に従わない場合は、会社の同意があっても、準共有者による格別の権利行使は適法とはならないと解する。

そして、共有に属する株式についての議決権行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、または株式の内容を変更することになるなどの特段の事情のない限り、株式の管理行為として、民法 252 条本文により、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられる。

本件決議は取締役の選任のみであり、直ちに共有に属する株式の内容が変更される等の特段の事情はないため、先述の通り各位共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられる。したがって、本件決議における準共有する株式の行使は、民法 252 条に反するものであり、違法なものであったといえる。

よって、本件決議はその決議の方法に法令違反があり、決議の取り消しができると C は主張することができる。

以上

〔設問2〕

Xは、Pに対し本件発行が著しく不公正な方法による場合であるために、本件発行の差し止めを請求することが考えられる（会社法210条2項）。

1. 「著しく不公正な方法」とは、不当な目的を達成する手段として募集株式の発行等がなされる場合をいう。そして、募集株式の発行は資金調達のために行われるのであるから、資金調達の目的を超えて、特定の株主の持株比率を下げる等の目的は、不当な目的といえる。

本件において、Pの持株比率を90%にし、株式等売買請求（会社法179条）をすることを目的として本件発行を行ったものである。他にPの資金調達の目的とするような事情はないことから、Xは当該事情を理由として同210条2項の定める差し止めを請求することができる。

〔設問3〕

1. XはAに対し、本件発行の無効確認訴訟を提起し、本件発行は無効であり、本件売渡請求は要件を満たさず、会社法179条の7第1項1号に該当するとして、本件売渡請求の差し止め請求することが考えられる。

Xは先述の募集株式の発行が不公正発行であったとして、無効を主張することがかんがえられるが、取引安全を確保し、すでに発行した募集株式の取得者を保護する目的から、不公正発行であってもこれを募集株式の発行の無効事由とすべきではない。したがって、Xは当該主張をできない。

2. 次に、同3号にあたるとして本件売渡請求の差し止め請求をすることが考えられる。

Xは、本件売渡株式の対価はPの財産状況に照らして低額であり、著しく不当であると主張し、当該差し止め請求をすることができる。

〔設問4〕

Xは、Aに対し、売渡株式の対価が著しく不当であるとして売渡株式等取得の無効の訴えを提起することが考えられる（会社法846条の2、3）。

差し止め事由として規定されている売渡の対価の著しい不当性を無効事由とも解すべきか。差し止め事由となっている以上、差し止めで争えば十分とも考えられるが、時間的制約のある手続きのなかでは対価の相当性を十分に審理することが難しいこともあるため、無効事由としても認めるべきである。

したがって、Xは売渡株式の対価が著しく不当であるとして、Aに対し本件売渡請求の無効を主張することができる。

以上

i

ⁱ 参考資料：会社法〔第2版〕、商法判例集第7版